

村山市スポーツ施設使用料

1. 村山市民体育館

(1) 主競技場使用料

①専用使用(ステージを含む。)

区分			使用料(1時間につき)		
			午前9時から午後9時30分まで		
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	専用者が児童、生徒等である場合		850円	
		専用者が児童、生徒等以外の者である場合		1,700円	
	入場料を徴収する場合	専用者が児童、生徒等である場合		1,700円	
		専用者が児童、生徒等以外の者である場合		3,400円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	平日の場合		5,100円	
		土曜日等の場合		8,500円	
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	平日の場合	11,900円	
			土曜日等の場合	17,050円	
		営利を目的とする場合	平日の場合		23,900円
				午後5時以降	35,850円
			土曜日等の場合		34,150円
				午後5時以降	51,200円

(2) 附属設備使用料

区分	単位	使用料	
		アマチュアスポーツに 使用する場合	アマチュアスポーツ以外 に使用する場合
放送設備	1日につき	740円	1,490円
シャワー	1人1回につき	100円	210円
フロアシート	1本1日につき		210円
研修室、トレーニング ルーム	1時間につき	110円	210円
幼児高齢者体育室	1時間につき	110円	210円

(3) 電気及び暖房使用料

区分	単位	アマチュアスポーツに 使用する場合	アマチュアスポーツ以外 に使用する場合	
電気	主競技場の全灯 使用	1時間につき	1,460円	2,930円
	主競技場の2分 の1灯使用	1時間につき	730円	1,460円
	電気器具の持込 み使用	1灯1時間につき	160円	320円
冷暖房	研修室、幼児高 齢者体育室、ト レーニングルー ム	1時間につき	310円	530円
	アリーナ	1時間につき	870円	1,310円
	オイルヒーター (移動式)	1台1時間	200円	420円

2. 基点テニスコート及び金谷テニスコート使用料

区分	専用使用 (1面あたり1時間につき)		夜間照明使用料 〔1面あたり1時間につき〕
	市内	市外	
小・中学校児童生徒	250 円	330 円	620 円
一般	510 円	670 円	

3. 基点運動広場、金谷グラウンド・ゴルフ場及び金谷クラブハウス使用料

①専用使用

区分	使用料(2時間につき)	
	市内	市外
小・中学校児童生徒	310 円	420 円
一般	630 円	830 円
アマチュアスポーツ以外	1,910 円	2,480 円

②普通使用

普通使用料	無料
-------	----

4. 村山市金谷運動広場及び楯岡スポーツレクリエーション広場使用料

広場使用料	夜間照明使用料(1時間につき)	
無料	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外
	2,080 円	4,180 円

5. 村山武道館使用料

区分		専用使用 (1時間につき)		暖房料 (1時間につき)
		市内	市外	
柔道場	小・中学校児童生徒	100 円	130 円	1,530 円
	一般	200 円	260 円	
	アマチュアスポーツ以外	620 円	810 円	
剣道場	小・中学校児童生徒	100 円	130 円	
	一般	200 円	260 円	
	アマチュアスポーツ以外	620 円	810 円	
弓道場	小・中学校児童生徒	100 円	130 円	
	一般	200 円	260 円	
	アマチュアスポーツ以外	620 円	810 円	

6. 村山居合振武館使用料

①専用使用

区分		使用料(1時間につき)	
		市内	市外
道場	小・中学校児童生徒	100 円	130 円
	一般	200 円	260 円
	アマチュアスポーツ以外	620 円	810 円
研修室	小・中学校児童生徒	250 円	330 円
	一般	510 円	670 円
	アマチュアスポーツ以外	1,560 円	2,030 円

②宿泊使用

区分		使用料(1泊につき)	
		市内	市外
宿泊	小・中学校児童生徒	1,030 円	1,350 円
	一般	2,080 円	2,710 円
	アマチュアスポーツ以外	6,280 円	8,160 円

※この表において宿泊は、研修室、風呂及び台所の使用とする。